

紀美野町第2回定例会会議録

令和3年6月8日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火） 午前9時00分開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について |
| 第 5 | 諮問第 5 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 6 | 議案第 5 6 号 | 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 5 7 号 | 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 5 8 号 | 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 5 9 号 | 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 0 | 議案第 6 4 号 | 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について |
| 第 1 1 | 議案第 6 5 号 | 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 2 | 議案第 6 6 号 | 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 3 | 議案第 6 7 号 | 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 4 | 議案第 6 8 号 | 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 5 | 議案第 6 9 号 | 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 6 | 議案第 7 0 号 | 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 7 | 議案第 6 0 号 | 農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者 |

の割合を4分の1以上とすることに関する同意について

第18 議案第61号 物品購入契約の締結について

第19 議案第62号 物品購入契約の締結について

第20 議案第63号 工事請負契約の変更について

○会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良裕光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

2番	廣瀬隆一君
7番	西口優君

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君

教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員及び西口議員から欠席届が出ていますので、報告します。

ただいまから、令和3年第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番、上柏皖亮君、5番、七良浴 光君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から調査結果について報告をお願いします。

議会運営委員長、向井中洋二君。

（議会運営委員長 向井中洋二君 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二君） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る6月2日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期は、本日から23日までの16日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から23日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から２３日までの１６日間と決まりました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告、令和２年度定期監査に関する報告及び令和２年度財政援助団体等監査に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承をお願いします。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの全国の新規感染者数は、先月中旬以降、減少に転じておりますが、依然として予断を許さない状況が続いている中で、近隣の大阪府、兵庫県、京都府に発令されていまして緊急事態宣言が６月２０日まで延長されたところであります。和歌山県は、不要不急の外出自粛期間を５月３１日から当面の間、延長するとしておりましたが、昨日の７日からは「安全な生活・安全な外出を心がける」に変更されました。

さて、当町のワクチン接種の状況であります。５月１日から６５歳以上の高齢者の方へのワクチン接種を始めており、今日時点まで約１，２００名の方の１回目の接種を終了し、約４００名の方の２回目の接種が終了したところであります。また、５月２５日では、第２回目のワクチン接種予約の案内を発送し、はがきで申込みを受け付けているところであります。ワクチン接種を希望する６５歳以上の高齢者の方の接種が７月中に２回目を終了できるよう、鋭意進めているところであります。

また、近隣の大阪府等の緊急事態宣言延長に伴いまして、のかみふれあい公園のパークゴルフ場の一時閉鎖も、やむを得ず６月２０日まで延長してございます。

さらに、７月７日に予定をいたしておりました、みさと天文台のオープニングセレモ

ニーも、誠に残念ではございますが延期させていただくことといたしました。オープンは予定どおり7月7日から営業開始としているところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大につきましては、64歳以下の方々のワクチン接種をできるだけ早く進め、町民の皆さんが安心して元の生活を送れるよう、全力で努めてまいり所存であります。

さて、この定例会に上程している案件は、議案第56号から議案第70号までの15件と諮問第5号の1件であります。

行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての案件、及び条例の一部を改正する案件が4件、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに関する同意についての案件が1件、物品購入契約の締結についての案件が2件、工事請負契約の変更についての案件が1件、令和3年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が7件、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての案件が1件でございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げ、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告は6月9日、午後2時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について議題とします。

報告を求めます。企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長（中前貴康君） おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を

説明する書類を次のとおり提出する。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1 ページをお開きください。

令和2年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

1. 一般事項の(1) 理事会決議事項についての実績報告でございます。

令和2年度では2回の理事会を開催してございます。

令和2年5月27日の第1回理事会では、令和元年度決算についての議決をいただいております。

令和3年3月25日の第2回理事会では、令和3年度予算についての議決をいただいております。

次に、(2) 役員に関する事項でございます。

まず、ア. 役員の異動に関する事項につきましては、令和2年3月31日に2名の理事が辞任され、新たに令和2年4月1日に4名の理事が就任をされてございます。

次に、イ. 役員名簿でございます。令和3年3月31日現在での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事15名、監事2名、計17名の名簿でございます。

次に、2 ページをお開きください。

(3) 行政官庁認可等に関する事項について。令和2年6月11日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、6月9日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、令和元年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、2. 業務でございます。

(1) 土地取得状況及び(2) 土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

(3) 土地造成事業収益でございますが、実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

次に、(4) 土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなっております。特定土地等事業用地につきましては1,966.57平方メートル、取得原価566万5,899円でございます。これにつきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995-1番地に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円は、福井

字檜山 1 1 1 1 - 7 番地ほか 4 筆でございます。

以上を合わせまして 3, 2 2 1. 7 1 平方メートル、4, 9 2 6 万 8 1 8 円でございます。

次に、3 ページをお開きください。

損益計算書でございます。

1. 事業収益及び 2. 事業原価につきましては、実績がございませんでしたので、事業総利益につきましてはゼロ円でございます。

3. 販売費及び一般管理費につきましては 3 3 万 7 8 2 円でございます。この内訳につきましては、広告宣伝費としてチラシ作成及び新聞折り込み費用で 1 1 万 3, 8 2 2 円。委託料として福井檜山団地の除草作業委託で 1 6 万 6, 9 6 0 円、それから法人町民税の 5 万円でございます。

次に、4. 事業外収益、(1) 受取利息は 1, 9 0 8 円でございます。この内訳につきましては、普通預金利息 8 円と定期預金利息 1, 9 0 0 円でございます。(2) 雑収益はございません。

次に、5. 事業外費用もございません。よって、経常損失は 3 2 万 8, 8 7 4 円でございます。当期純損失につきましては、事業総利益ゼロ円から経常損失 3 2 万 8, 8 7 4 円を引いた 3 2 万 8, 8 7 4 円でございます。

次に、4 ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産の部、1. 流動資産でございますが、(1) 現金及び預金が 1, 9 6 0 万 7, 8 6 1 円、(2) 公有用地はございません。(3) 特定土地が 5 6 6 万 5, 8 9 9 円、(4) 完成土地が 4, 3 5 9 万 4, 9 1 9 円、流動資産合計は 6, 8 8 6 万 8, 6 7 9 円でございます。

2. 固定資産はございませんので、資産合計 6, 8 8 6 万 8, 6 7 9 円でございます。

負債の部につきましてはございません。

次に、5 ページをお開きください。

資本の部でございます。

1. 資本金。(1) 基本財産 5 0 0 万円。ながみね農業協同組合において定期預金として保有してございます。

2. 準備金につきましては、(1) 前期繰越準備金 6, 4 1 9 万 7, 5 5 3 円、(2)

当期純損失 32 万 8,874 円、準備金合計 6,386 万 8,679 円、資本合計は資本金と準備金の合計 6,886 万 8,679 円、負債資本合計 6,886 万 8,679 円でございます。

次に、6 ページをお開きください。

財産目録でございます。

資産の部でございますが、流動資産の合計が 6,886 万 8,679 円。この内訳は普通預金 60 万 7,861 円、定期預金が 1,400 万円、基本金の定期預金 500 万円、特定土地 1,966.57 平方メートル、566 万 5,899 円、完成土地 1,255.14 平方メートル、4,359 万 4,919 円でございます。固定資産はございません。資産合計 6,886 万 8,679 円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債、固定負債ともにございません。負債合計はゼロ円でございます。

資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は 6,886 万 8,679 円でございます。

次に、7 ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書となっております。

内容につきましては、Ⅰ. 事業活動によるキャッシュ・フロー、その他の業務支出はマイナス 33 万 782 円、小計がマイナス 33 万 782 円となっております。利息の受取額 1,908 円で、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス 32 万 8,874 円でございます。

Ⅳ. 現金及び現金同等物増加額はマイナス 32 万 8,874 円でございます。

Ⅴ. 現金及び現金同等物期首残高は 1,993 万 6,735 円でございます。

Ⅵ. 現金及び現金同等物期末残高は 1,960 万 7,861 円でございます。

次に、8 ページから 9 ページにかけまして、附属明細表として費目別明細表の一覧を掲載させていただいてございます。内容につきましては、さきの内容と同様となりますので、省略させていただきます。

次に、10 ページをお開きください。

令和 3 年 4 月 27 日に監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただいてございます。

以上、簡単でございますが、令和 2 年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさ

せていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時21分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時21分)

◎日程第5 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

説明を求めます。町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） それでは、諮問目録と諮問事項をひとつ御参照いただきたいと思います。

諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

1 ページをお願いします。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

記といたしまして、氏名は村畠康秀、生年月日は昭和34年4月21日、住所は紀美野町奥佐々17番地でございます。令和3年12月31日をもって任期が満了となるために、引き続き委員を候補者として推薦を行うものでございますので、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第6 議案第56号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎日程第7 議案第57号 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第58号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第56号、行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第7、議案第57号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第58号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうからは、議案第56号、議案第57号及び議案第58号について御説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第56号、行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定したので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、行政手続等における押印の見直しに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

7月7日に総務省より、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知が出されたことに伴い、条例において、今まで押印が必要であった部分について精査の上、本文及び様式の押印を廃止するものでございます。

次の2ページを御覧ください。

行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

紀美野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第1条、紀美野町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

第5条第4項の審査の申出書への押印を廃止するため、第4項を削り、第5項及び第6項をそれぞれ第4項及び第5項に繰り上げるものでございます。

3 ページにわたりまして、第 8 条第 3 項の意見陳述の調書に押印を廃止とするものでございます。

第 9 条第 5 項の口述書への署名、押印を廃止とするものでございます。

第 9 条第 8 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項につきましても、押印を廃止とするものでございます。

4 ページから 8 ページにわたりまして、紀美野町火入れに関する条例の一部改正でございます。

第 2 条、紀美野町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

様式第 1 号の火入許可申請書及び様式第 2 号の火入許可証の押印を廃止とする改正でございます。

9 ページから 12 ページにわたりまして、紀美野町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正でございます。

第 3 条、紀美野町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

別記様式の政務活動費収支報告書の押印を廃止とする改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 56 号の説明といたします。

続きまして、議案書の 13 ページをお開きください。

議案第 57 号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

紀美野町個人情報保護条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和 3 年 5 月 19 日に公布されたことに伴い、紀美野町個人情報保護条例の改正を行うものでございます。

次の 14 ページから 15 ページを御覧いただきたいと思います。

紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

第26条の2の情報提供等記録の提供先の通知を情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴い、「総務大臣」から「内閣総理大臣」へ変更するための改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号が追加されたことに伴う号の繰下げの改正でございます。

附則としまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第57号の説明といたします。

続きまして、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うものでございます。

次の17ページから18ページを御覧ください。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

第1条及び第5条第1項の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号が追加されたことに伴う、号の繰下げの改正でございます。

附則としまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第58号の説明といたします。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

◎日程第9 議案第59号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第59号、紀美野町手数料条例の一部を改

正する条例について議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長（東浦功三君） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第５９号の説明をさせていただきます。

議案書の１９ページを御覧ください。

議案第５９号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和３年６月８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、紀美野町手数料条例の改正を行うものでございます。

当該改正条例は、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴う、当該カードの再交付に係る手数料規定の廃止、また、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付に係る手数料の徴収が令和３年９月１日をもって、市町村から地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）に変更されることに伴い、条例上の個人番号カード再交付手数料規定を廃止するものでございます。

２０ページを御覧ください。

紀美野町手数料条例の一部を改正する条例。

第１条、紀美野町手数料条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

第１条は、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料の廃止規定でございます。

２１ページ、左側の現行の欄を御覧ください。

別表１４項を削り、１５項から４７項までを１項ずつ繰り上げる改正でございます。

続いて、２９ページを御覧ください。

第２条、紀美野町手数料条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

第２条は、個人番号カードの再交付に係る手数料の廃止規定でございます。

３０ページ、左側の現行の欄を御覧ください。

別表中、１４項を削り、１５項から４６項までを１項ずつ繰り上げる改正でございます。

す。

37ページを御覧ください。

附則でございます。

この条例中、第1項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、議案第59号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。
よろしく申し上げます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第10 議案第64号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第10、議案第64号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の42ページをお開きいただきたい
と思います。

議案第64号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)。

令和3年度紀美野町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,798万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,106万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金656万5,000円の増額補正で、

放課後児童健全育成事業に伴う子ども・子育て支援交付金36万7,000円と子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯分）で新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金として619万8,000円を計上してございます。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金57万2,000円の増額補正で、放課後児童健全育成事業に伴う子ども・子育て支援交付金36万7,000円と子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業補助金として20万5,000円を計上してございます。

3項1目総務費県委託金18万円の増額補正で、指定統計調査委託金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金56万9,000円の増額補正で、基金を取り崩して繰り入れてございます。

3目ふるさとまちづくり応援基金繰入金280万円の増額補正で、創業支援補助事業に充当するものでございます。

7目公共施設等整備基金繰入金220万円の増額補正で、公衆便所解体撤去事業に充当するものでございます。

4ページにわたりまして、21款諸収入、4項1目雑入250万円の増額補正で、コミュニティ助成事業として元気長谷毛原会への補助金に充当するものでございます。

22款町債、1項5目土木債160万円の増額補正で、町道東福井牧場線道路改良事業を合併特例債から辺地対策事業債に振り替えるためのものでございます。

6目消防債100万円の増額補正で、指令システム等更新事業のため、防災対策事業債で110万円の増額、小型動力ポンプ普通積載車整備事業を合併特例債から緊急防災減災事業債に振り替えるためのものでございます。

以上、歳入の御説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の5ページをお開きください。

歳出では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について、一般職の人件費を多くの箇所では補正計上しております。この人件費関連の補正につきましては、主に4月の人事異動に伴うものでございますので、詳しい説明は省略させていただきますことを御了承いただきたく存じます。

1款議会費、1項1目議会費720万9,000円の人件費の増額補正でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費1,212万6,000円の減額補正で、人件費とし

て1,284万2,000円の減額補正のほか、役場本庁舎の公用車ガレージシャッターの修繕料として71万6,000円を計上してございます。

6ページにわたりまして、5目企画費80万円の減額は、人件費の減額補正でございます。

6目電子計算費291万4,000円の増額補正で、職員手当等で38万4,000円の増額と国道370号拡幅工事に伴う光ケーブル架設変更工事費で253万円の増額でございます。

11目防災諸費315万5,000円の増額補正で、水道管布設替えに伴う消火栓設置負担金として285万5,000円の増額、自主防災組織新規1団体の増により、自主防災組織活動等支援事業補助金30万円を計上してございます。

7ページにわたりまして、2項1目税務総務費91万3,000円で、人件費の増額補正でございます。

5項1目指定統計費20万2,000円の増額補正で、経済センサスに伴う超過勤務手当5万2,000円と事務用消耗品費15万円を計上してございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費76万6,000円の人件費の減額補正でございます。

12目介護保険事業費283万5,000円の減額補正、13目後期高齢者医療費108万9,000円の増額補正で、いずれも主に人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

8ページに移りまして、2項2目青少年対策費111万7,000円の減額補正、4目こども園費208万5,000円の減額補正で、いずれも人件費でございます。

5目児童館運営費35万7,000円の増額補正で、吉見児童館エアコン設置工事費でございます。

6目学童保育費110万2,000円の増額補正で、野上学童保育所環境整備工事費でございます。

9ページにわたりまして、8目子育て世帯生活支援特別給付事業費640万3,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症による影響で、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行うもので、超過勤務手当で45万円、消耗品費で3万円、郵便料で3万2,000円、口座振替手数料で1万1,000円、電算システム改修委託料で88万円、子育て世帯生活支援特別給付金で500万円をそれぞれ計上してございま

す。

4 款衛生費、1 項 5 目環境衛生費 8 7 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、簡易水道事業特別会計繰出金 9 3 万 8, 0 0 0 円の減額も含め、人事異動に伴うものでございます。

8 目診療諸費 1 0 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。

1 0 ページにわたりまして、5 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費 3 5 7 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、人件費でございます。

3 目農業振興費 6 4 万円の増額補正で、大型 I C T 囲いわな管理委託料でございます。

4 目耕地総務費 8 6 万 9, 0 0 0 円の減額補正で、佐々の井水路改修事業補助金として 1 0 万円の増額、農業集落排水事業特別会計繰出金 9 6 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。

6 目地籍調査事業費 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

1 1 ページにわたりまして、2 項 1 目林業総務費 1 7 万 4, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

4 項 1 目山村振興総務費 2 4 6 万 1, 0 0 0 円の減額補正でございます。ここでは主に移住支援業務を委託している N P O 法人きみの定住を支援する会より、令和 3 年度の委託業務が受けられないことを伝えられ、その業務を町で行っていくための予算を計上させていただいております。

1 節報酬 4 2 2 万 5, 0 0 0 円は、集落支援員 3 人の報酬でございます。

2 節給料から 4 節共済費までは 3 0 6 万 7, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

7 節報償費 1 万 5, 0 0 0 円は、移住相談会の講師の謝礼でございます。

8 節旅費 2 4 万円は、集落支援員の通勤手当及び旅費でございます。

1 0 節需用費 3 6 万 1, 0 0 0 円の各費用は、集落支援員の活動に必要な経費を計上してございます。

1 2 ページに移りまして、1 1 節役務費 1 6 万 1, 0 0 0 円の各費用も、集落支援員の活動に必要な経費を計上してございます。

1 2 節委託料で、施設管理委託料 1 5 万円の減額につきましては、短期滞在施設の管理委託料の減額で、移住定住推進事業委託料 7 4 0 万円の減額につきましては、町が直営で実施することになったため、減額するものでございます。また、ホームページ作成

委託料として１７万９，０００円を計上してございます。

１３節使用料及び賃借料２７万円は、集落支援員が使用する自動車の借上料でございます。

１８節負担金、補助及び交付金は、ふるさと回帰フェアへの参加負担金２０万５，０００円と元気長谷毛原会が実施するコミュニティ活動備品購入に対するコミュニティ助成事業補助金２５０万円でございます。

６款商工費、１項１目商工振興費５８０万円の増額補正でございます。プレミアム商品券発行事業補助金で、プレミアム率の２０％から３０％への引上げ及び発行額の増によりまして３００万円の増額、創業支援者の増加による創業支援事業補助金２８０万円の増額を計上してございます。

２目観光費１，８９１万２，０００円の増額補正でございます。山の家おいしキャンプ場整備工事設計業務委託料で２５８万５，０００円、山の家おいしキャンプ場整備工事費で１，４１２万７，０００円を計上してございます。また、三尾川及び毛原宮の公衆便所の解体撤去工事費として２２０万円を計上してございます。

１３ページにわたりまして、７款土木費、１項１目土木総務費５１万６，０００円の増額補正で、災害緊急崖崩れ対策事業等の精算に伴う過年度返還金でございます。

２項２目道路橋りょう新設改良費３４０万１，０００円の増額補正でございます。人件費９０万１，０００円の増額と、２１節では柴目川改修工事に伴う電柱移転補償費として２５０万円を計上してございます。

１４ページにわたりまして、３項１目住宅管理費２３０万５，０００円の人件費の減額補正でございます。

５項１目建設残土処理費３４万円の人件費の増額補正でございます。

８款消防費、１項１目常備消防費６０９万８，０００円の人件費の減額補正でございます。

１５ページにわたりまして、２目非常備消防費、小型動力ポンプ普通積載車整備事業に充当している起債の変更のための財源入替えて、補正額の増減はありません。

９款教育費、１項２目事務局費４４５万円の人件費の減額補正でございます。

３目教育諸費１３２万３，０００円の増額補正で、外国人語学指導助手のパートタイム会計年度任用職員報酬１６８万円の減額と、ＡＬＴ派遣業務委託料３００万３，０００円の増額補正を計上してございます。

2 項 1 目学校管理費 4 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、下神野小学校給食室の電灯類 L E D 化改修工事費でございます。

1 6 ページにわたりまして、4 項 1 目社会教育総務費 1 6 5 万 4, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

5 目文化財保護費 1 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、釜滝の甕穴の案内看板の修繕料でございます。

6 目放課後子ども総合プラン事業費 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、学習サポート指導員の報償費でございます。

7 目星の動物園管理運営費 3 3 万 7, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

5 項 1 目保健体育総務費 4 3 7 万 5, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

恐れ入りますが、議案書の 4 6 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正でございます。

追加するものは、辺地対策事業債の道路橋りょう整備事業で、限度額は 3, 0 8 0 万円でございます。起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率につきましては 3. 0 % 以内。（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）といたします。

次に、償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるものでございます。

変更するものは一般単独事業債で、限度額を 2, 8 2 0 万円減額の 2 億 2, 4 3 0 万円にしております。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次の 4 7 ページをお開きください。

令和 2 年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でありまして、御高覧いただきたく存じます。

以上、議案第 6 4 号、令和 3 年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

◎日程第１１ 議案第６５号 令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１２ 議案第６６号 令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１１、議案第６５号、令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について及び日程第１２、議案第６６号、令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について一括議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは、私のほうから、議案第６５号及び議案第６６号の説明をさせていただきます。

まず、議案書の４８ページを御覧ください。

議案第６５号、令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０６万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，６５０万３，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年６月８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書１９ページを御覧ください。

説明資料のほうは１８ページでございます。

今回の補正は、診療所医師が計画する看護師による携帯型超音波診断装置ポケットエコーの活用が僻地の在宅医療における質の向上と安心・安全な看護師の働き方へ与える影響に関する研究事業が、公益財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業に採択されたことにより、所要の経費を補正計上するものでございます。

まず、歳入でございます。

5 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 1 0 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。研究事業総事業費 2 0 6 万 7, 0 0 0 円のうち、一般財源分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、1 節雑入 1 0 4 万 6, 0 0 0 円の増額補正でございます。これは同研究事業費のうち、公益財団法人地域社会振興財団から交付される長寿社会づくりソフト事業費交付金でございます。

予算に関する説明書 2 0 ページを御覧ください。

説明資料は 1 9 ページでございます。

歳出でございます。

歳入でも御説明しました研究事業に係る経費でございます。

1 款総務費、2 項研究研修費、1 目研究研修費 2 0 6 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

7 節報償費 1 0 万円の増額、これは訪問看護師を対象に行うポケットエコー講習会の講師の謝礼でございます。

1 0 節需用費、消耗品費 2, 0 0 0 円、コピー用紙等。それから、印刷製本費 5 万 5, 0 0 0 円、これは研究成果を論文として製本するための費用でございます。

1 2 節委託料 2 2 万 7, 0 0 0 円の増額で、訪問看護師の意見や感想のインタビュー音声を文字起こしするための経費でございます。

1 7 節備品購入費 1 6 8 万 3, 0 0 0 円の増額です。これはポケットエコー 3 台とシミュレーターファントム、膀胱内尿量測定用と肺用の 2 器を購入するものでございます。

続いて、議案書の 5 1 ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計における令和 2 年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でございますので、御高覧くださいますようお願いいたします。

以上が、議案第 6 5 号の説明でございます。

続きまして、議案第 6 6 号の説明をさせていただきます。

議案書の 5 2 ページを御覧ください。

議案第 6 6 号、令和 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度の紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,733万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

では、予算に関する説明書23ページを御覧ください。

説明資料のほうは20ページでございます。

職員の人事異動に伴う増額補正でございます。

歳入でございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費繰入金108万9,000円の増額補正でございます。

続いて、予算に関する説明書24ページ及び説明資料21ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費108万9,000円の増額補正でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、これも人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

以上、議案第66号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第13 議案第67号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、議案第67号、令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案第67号について御説明させていただきます。

議案書の56ページをお開きください。

議案第67号、令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,311万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴うものでございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は9万8,000円の増額補正です。主任ケアマネ職員の異動に伴う国負担分でございます。

5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の4万9,000円の増額補正。

次の7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の4万9,000円の増額補正についても、主任ケアマネ職員の異動に伴うものでございます。

次の4目事務費繰入金の288万4,000円の減額補正については、事務職員の異動によるものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の6万円の増額補正は、財源調整のための繰入れでございます。

続きまして、歳出でございます。

28ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費の288万4,000円の減額補正は、事務職員の異動に伴うものでございます。

続いて、3款地域支援事業費、3項2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の25万6,000円の増額補正は、主任ケアマネ職員の異動に伴う増額補正でございます。

以上、簡単でございますが、議案第67号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第14 議案第68号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第14、議案第68号、令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を求めます。建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) それでは、60ページをお願いいたします。

議案第68号、令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,556万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の31ページをお願いいたします。

2、歳入。

4款繰入金、1項1目繰入金で、一般会計からの繰入金額96万9,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、32ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費で、一般管理費の2節、3節、4節につきまして、職員1名の人事異動により、給料69万円の減額、職員手当2万9,000円の減額、共済費25万円の減額等において、合計96万9,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第１５ 議案第６９号 令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
(第１号)について

◎日程第１６ 議案第７０号 令和３年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第
１号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第１５、議案第６９号、令和３年度紀美野町東部簡易
水道事業特別会計補正予算(第１号)について及び日程第１６、議案第７０号、令和３
年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第１号)について一括議題とします。

説明を求めます。水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長(長生正信君) それでは、議案書６４ページをお開きください。

議案第６９号、令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)。

令和３年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ９３万８,０００円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億６,３４０万７,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年６月８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書３５ページをお開きください。

歳入でございます。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金９３万８,０００円の減額でございます。４月
の人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。

３６ページをお開きください。

１款衛生費、１項１目一般管理費９３万８,０００円の減額でございます。４月の人
事異動に伴い、２節給料で１７万４,０００円の減額、３節職員手当等で６２万４,０
０円の減額、４節共済費で１４万円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予
算(第１号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書６８ページをお開きください。

議案第70号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業収益1,098万1,000円の増額により1億7,327万8,000円。

第2項営業外収益1,098万1,000円の増額により7,508万8,000円。

支出でございます。

第1款水道事業費用367万1,000円増額により1億213万円。

第1項営業費用81万6,000円増額により8,945万円。

第2項営業外費用285万5,000円増額により668万円。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額1,926万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,926万5,000円で補填するものとする」を「不足する額2,426万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,426万5,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入8,300万円の増額により8億60万円。

第1項企業債8,300万円の増額により8億60万円。

支出でございます。

第1款資本的支出8,800万円の増額により8億2,486万5,000円。

第1項建設改良費8,800万円の増額により8億851万2,000円。

次のページを御覧ください。

（企業債）

第4条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

企業債の限度額を8,300万円追加し、8億60万円とするものでございます。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書39ページをお開きください。

令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書。

（収益的収入及び支出）

収入の1款、水道事業収益で1,098万1,000円の増額につきましては、今回の補正で県道野上清水線の配水管の布設替えを行うことによるものでございます。配水管の布設替えにより既設管の資産を廃止、処分することにより、2項4目1節工事負担金において、取得額の補助金等の見合い分の残存価格を収益化するために12万6,000円の増額、5目雑収益、2節その他雑収益で、野上清水線の附帯物である消火栓設置工事費の負担金285万5,000円と配水管布設工事費に含まれる消費税800万円の還付による増加でございます。

支出の1款水道事業費用で367万1,000円の増額につきましては、1項営業費用、6目1節固定資産除却費として、配水管の布設替えにより、既設管の廃止処分による残存価格の除却費81万6,000円、2項営業外費用、2目1節その他雑支出で、附帯工事である消火栓設置工事費285万5,000円の増加によるものでございます。

次のページを御覧ください。

（資本的収入及び支出）

1款資本的収入8,300万円の増額につきましては、1項1目1節企業債において、野上清水線の布設替工事の起債対象分を計上してございます。

支出の1款資本的支出8,800万円の増額につきましては、1項1目1節建設改良費で、8,800万円で県道野上清水線老朽管布設替工事によるものでございます。

こちらの野上清水線の事業計画といたしまして、当路線につきましては、老朽化と近年の大型車両の交通量が非常に増加しており、路盤が下がるなど路面状況が非常に悪く、埋設水道管への影響が大きく、漏水が増加傾向にございます。県道ということもあり、布設替えには舗装復旧に要する費用が膨大となることから、以前から県に対し舗装計画に合わせた布設替えについて要望、協議を行ってきたところでございます。

今回、国の大型補正で舗装工事への大規模な割当てがなされたことにより、急遽舗装計画が浮上し、県から当町に打診があったものでございます。

維持修繕費用の削減と舗装復旧の大部分を県で施工していただけるとのことで、非常に効果が大きいものと考え、今回、予算計上をさせていただいたものでございます。

延長は1,740メートル、耐震管の水道配水用ポリエチレン管の口径75ミリで布設替えの計画を行っております。

次のページからはキャッシュ・フローと財務諸表を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

（水道課長 長生正信君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時27分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎日程第17 議案第60 農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに関する同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第17、議案第60号、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに関する同意について議題とします。

説明を求めます。産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） それでは、私のほうからは、議案第60号について説明させていただきます。

議案書の38ページをお開きください。

議案第60号、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに関する同意について。

農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、農業委員会の委員の構成割合には要件がございまして、原則認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が過半数を占めることとされてございます。しかし、市町村の認定農業者数が基準よりも少ない場合は、議会の同意を得ることにより、この割合を4分の1以上とすることができる特例がございします。

当町におきましては、少ないとされる基準は112人であるのに対し、実際の認定農業者数は62人と基準を大きく下回り、特例の対象となります。

最後に、認定農業者数の過半数要件を4分の1以上とすることについて、今回、提出させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第60号、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに関する同意についての説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(産業課長 吉見將人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。

ただいまの提案されました、この農業委員会に関する認定農業者等の問題でございすけれども、本来、農業委員会というのは農地を守る、また、建議等をもって町に対する、また、県に対してもその意見を申し上げる、そういうところであるというふうに思っています。

法律といえども、この認定農業者というものをどこまで重視していくのか。それから、これから紀美野町にとって高齢化が進んでいくわけでございすけれども、等々考えまして、この認定農業者等と、またはこれらに準ずる者というところの状況にどんな方々が入ってくるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長(吉見將人君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、法律といえど、どこまで認定農業者の意見を重視するのかということでござい

ますが、やはりその農業委員会、認定農業者といいますのは、法律に基づき定められた農業のプロフェッショナルという位置づけでございます。そのことから、専門的見地から農業委員会の判断を、基準について、その方らの意見を取り入れるということは大切なことだという判断から、国のほうで法律に定められてございます。それが基本的には法律直接でいきますと、過半数以上というふうになっておりますが、それを認定農業者の数が都市部であったり、市町村であったり、非常に少ない状況でございますので、議会の議決を得た上で、4分の1以上に変更することができるというものでございます。

続きまして、認定農業者及びこれらに準ずる者につきましては幾つかございます。認定農業者の法人の執行役員、認定農業者を持たれている法人の執行役員であったり、それから、元認定農業者であった者のOB、それから、認定農業者で同じような作業を行っている家族の方々などが対象となります。ただ、今回におきましては、当町で募集をかけてございますが、それらに該当する方もほぼおられませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見將人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私もちょうど区長をさせてもうたときに、農業委員さんを選んでいかなきゃならないということで、いろいろと大変だったことを覚えています。それは置いて、今後、高齢化がどんどん進んでいって、農家の数もどんどん減っていく状況の中で、このクリアしていけるのか。それから、その準ずる者、農業者等という、これは法人の執行委員と言われましたか。それから、準ずる者で家族と、こういうふうなことでございますけれども、これ、とても大変な状況になってきた場合、これはもうお手上げの状況か、もう無理やりでもというふうなことをしていかなければならんことになるわけか、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見將人君） 実際の認定農業者の状況につきましては、議員おっしゃるとおり、当町におきましても62人、しかも高齢化が進んでおり、なかなかその認定農業者になっていただける方がおらないという現実がございます。

ただ、新たに当町にはまた農家により移住してきた方等ございますので、今後、その方になるべく認定農業者を取っていただけるようお話をさせていただいて、うちの認定農業者の人数につきましても増やしていけるよう頑張っていきたいと考えてございま

す。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は同意することに決定しました。

◎日程第18 議案第61号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第18、議案第61号、物品購入契約の締結について
議題とします。

説明を求めます。教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 議案書の39ページを御覧ください。

議案第61号、物品購入契約の締結について。

次のとおり、物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的でございます。令和3年度、紀美野町立小中学校電子黒板導入事業でござ
います。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。契約金額は4,00
4万円でございます。契約の相手方は、和歌山県和歌山市出口端ノ丁33番地、日興通
信株式会社和歌山支店支店長 大木 実でございます。

別添の議案説明資料の１ページと２ページを御覧いただきたいと思います。

この事業は、ＩＣＴ教育を推進する上で、視認性の確保やデジタル教材の更なる活用を目的に、町内小中学校の普通教室や体育館、多目的スペースに電子黒板を整備するものでございます。

入札の詳細につきましては、議案説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第６１号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

(１１番 美濃良和君 登壇)

○１１番 (美濃良和君) １点だけお聞きしたいと思います。

この説明資料を見せていただきまして、結構この辞退者が出ているんですね。こういうふうになってきた状況についてお聞かせいただきたいと思います。辞退をしているのがかなり町内業者が多いように思うんですが、それについての状況を御説明願いたいと思います。

(１１番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思
います。

今回、入札に関しまして、１４業者を指名をいたしました。そのうち８業者が応札をいただき、６業者が辞退されたという状況になってございます。辞退理由の詳細につきまして、幾つか御説明をさせていただきますと、仕様書の一部の商品が弊社の取扱商品ではなかったとかで、あと、見積額が予定価格を上回るためとか、条件に満たないためということで、辞退理由はそれぞれいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第６１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから、議案第６１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第６２号　物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１９、議案第６２号、物品購入契約の締結について
議題とします。

説明を求めます。建設課長、米田君。

（建設課長　米田和弘君　登壇）

○建設課長（米田和弘君）　　それでは、議案書の４０ページをお開きください。

議案説明資料の３ページも併せて御覧いただければと存じます。

議案第６２号、物品購入契約の締結について。

次のとおり、物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和３年６月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

契約の目的は、令和３年度紀美野町公用車整備事業（路面清掃車購入）でございます。
契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は１，５７５万５４０円でございます。
契約の相手方は、大阪府大阪市西区北堀江４丁目１－７、英和株式会社エリアマネ
ージャー　樋口幸雄でございます。

これにつきましては、道路管理の一環として、建設残土処理場付近の道路環境を保全
するための路面清掃車１台の整備を行うものでございます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) この指名競争入札となっておりますけども、結局、1社のみということであったわけですか。

それと、落札率が57.99%と。品物がよくて安いほどいいわけでございますけれども、この辺のところの状況についてはどういうふうに判断されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど、この議案説明資料の3ページのほうを参照していただけたらと思うんですけども、指名競争入札で株式会社加藤製作所と英和株式会社の2社を指名させていただきました。その結果、英和株式会社のほうが落札されたということでございます。

この落札率のほうなんですけども、57.99%と非常に低い数字ではございます。これにつきましては、事業者さんの企業努力によるものと認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番 (桐山尚己君) ただいまの課長の御説明では、英和株式会社のこの落札率57.99%、企業努力でここまで低い価格で応札されたのではないかとということで、私も低い価格でのその落札ということには特に異論を差し挟むつもりはありませんけれども、ちょっと心配をしているのが、その企業努力で低く札を入れられたということではあっても、商品に対する保証ですね、これをきちっとしていただかなければいけないということがございます。これに関しまして、保証期間であるとか、保証内容であるとか、そういったことについて、ちょっと確認させていただければなと思います。よろし

くお願いします。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

まず、入札するに当たりまして、路面清掃車の仕様のほうを定めてございます。その仕様の中で、保証という項目で、納入後 1 年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならないと定めてございます。特にこの機械というのは、3 トントラックに架装して、そのホッパーというんですか、それを乗せているような特注品になります。特に重大な故障が発生した場合は、長期保証期間経過後であっても、発注者、受注者と協議の上、受注者に無償修理をさせると。構造上の欠陥ですね。そういうところがあった場合は、そういうふうなことで対応いただきたいということで定めてございまして、それで発注させていただいてございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 番、桐山尚己君。

○1 番 (桐山尚己君) 構造上の欠陥等があった場合は、保証期間外でも保証するということでしたが、この内容については契約書に明記されることになるんでしょうか。

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長 (米田和弘君) 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

契約条項の中で、瑕疵担保という部分で定めてございます条文がございます。納入した物品に瑕疵があるときは、相当の期間を定めて、目的物の取替えもしくは保証を請求することができるということで定めて、契約させていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 6 2 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第63号 工事請負契約の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第20、議案第63号、工事請負契約の変更について
議題とします。

説明を求めます。建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、議案書の41ページをお開きください。また、議案説明資料の4ページから6ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

議案第63号、工事請負契約の変更について。

令和2年度町道釜滝柴目線道路改良工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出 紀美野町長 寺本光嘉

変更前の契約金額8,655万3,500円を1億584万4,200円に変更するものでございます。

変更の理由につきまして、主に道路改良工事に伴い、法面保護工の工法変更及び支障雑木に伴う処分費等の増加に伴うもの、また、道路隣接の補償から防護柵の設置に係る安全施設工で、契約金額を1,929万700円増額するものでございます。

この増額の内訳を申し上げます。法面工で約633万円、雑木処分費で約453万円、安全施設工で約222万円、舗装工で約160万円、法面排水工で約130万円、取壊

工で約 90 万円、附帯工で 48 万円、土工で約 3 万円、コンクリートブロック積工で約 3 万円、取付道路の作業土工で約 2,000 円のそれぞれの増加と、道路部排水路工で約 29 万円、現場打ち擁壁工で約 23 万円、アンカー式擁壁工で約 9 万円のそれぞれ減少、工事にかかる経費を加えまして、1,929 万 700 円の増額変更となるものでございます。

この改良工事は、法面工事が大きな道路工事であり、実際に工事を進め、掘削、展開した際に切土面を調査した結果、切土面が風化岩であり、当初設計された客土吹付の工法では、法面浸食、崩壊のおそれが生じるため、技術書の工法選定フローにより、ラス張りの植生基材吹付の工法に変更されたものでございます。

当初の測量設計の時点では、現場を全て掘削、展開した末での設計ではございませんので、必要な部分の調査やデータから、それぞれの工種の技術書指針に沿って、工法選定フロー等により工法決定を行うもので、請負事業者が現地で掘削、展開し、起工測量により明らかとなる部分が生じてまいります。

また、工事に伴い、支障雑木の伐採処分費増額については、大小様々な樹木が存在する雑木を処分するに当たり、変更前は伐採範囲の面積によって処分量を算出していたものを、実際に樹木を切って根を掘り出して得た実際の処分量の差異によるものや、その他道路隣接地権者の補償で防護柵の追加など、増減は工事で生じた格差を合計し、導き出された増額変更をお願いするものとなります。

なお、これらの増額部分については、変更工法、数量等を町で積算した設計額に、当初の落札率 75.11% を乗じた金額で工事請負契約の変更を行っていることを申し添えます。

以上、議案第 63 号、工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） 今、提案説明をいただいたわけですが、変更は 8,655 万 3,500 円から 1 億 584 万 4,200 円へと、1,900 万余しの増額ということでございますけれども、これは今回で 2 回目の増額、設計費用の契約の

変更ということで、当初は7,641万7,000円だったと。それが8,600万になり、今回、1億500万になっていったということでもあります。

今、課長説明がありましたように、当初の低い落札率で全て計算しているので、業者にとっては決して、何というんですか、業者のもうけにもならないということであったということでございます。しかし、このように2回も何で変更がされなければならないのか、その元になるところについて、非常に私は心配するんですよ。

さきのこの前のこの間というたらいいんですか、契約のときにも随分と申し上げましたけれども、こういうふうに変更されていくと、一般の町民の方々も何でそうなるんかというふうに思われるのは、当然そういうことがあるかというふうに思います。

こういうこの設計について、当初の設計について、こういうふうなことが法面工の切ってみなきゃ分からんということでございますけれども、これが633万、あと残り1,900万について、それが予測できなかったのかどうか。

それから、雑木処分、これについても453万円と。これも2回変更があったというふうに思うんです。そういうふうと考えて、何でこういうふうになっていくのか、その辺の説明、もう少し内容について御説明願いたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今回、一番当初の契約といいますのが、先ほど美濃議員もおっしゃられたように、7,641万7,000円となつてございます。その時点のデータであつたり、その調査であつたりした場合に、当初の設計の段階では、何というのか、不明であつたものが、工事で進めるによって現れてきた、明らかとなつてきた結果、結局、結果になろうかと思っています。その最初の時点でも根拠に基づいた適正なものであつたと考えてございます。ただ、工事を進めるに当たって、調査、測量をやっていく中で、それぞれ誤差というのが生じてきた末の金額になっているかと思っていますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 休憩をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 1 1 時 1 8 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前 1 1 時 1 9 分）

○議長（伊都堅仁君） 1 1 番、美濃良和君。

○ 1 1 番（美濃良和君） 今、説明いただけたというんですか、この部分で例えば雑木処分、これ 2 回目ですよ。今回は初めてではないと。それが、またそういう内容が変わってきたと。私は業者にはある程度のお金は取ってもらわんとあかんというふうに思います。落札率が下げれば下げたほどいいという、そういうことも私は間違いだというふうに思います。しかし、この雑木の処分 2 回も、これはもう何でしょう、こんだけ木があるからこんだけ払いましょうというんやなくて、入札ですからね。入札というのは、ある程度、その請負をする業者のほうでも、これをどんだけのものというふうに見ていくことになると思うんですが、もしそれもしなくて、国の基準の下にやるというんでしたら、国の基準というのは何なんですか。これはおかしいと思うんですよ。手すりとか、その辺のところについても、私はある程度、この設計の段階で、ここは必要であるとか、そんなところは見定めなければならんんじゃないかというふうに思うんですね。

今言われた既設道への取付けとか、アスファルト等のこともございますけれども、その辺のところから考えて、私はこの変更というのは、決して町の立場からしても、少しおかしいんじゃないかと。町民の皆さん方からどうなっているんかという心配されても仕方がない状況にあるんじゃないかというふうに、そう思います、もう一度答弁できませんか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず、雑木の処分なんですけれども、雑木、そこにある木はほぼというんか、全部雑木になります。雑木の場合は補償対象にならないため、1 本 1 本、木を数えることはいたしません。それで、高さについても大小様々なもの、太さについても大小様々なもの

がございますので、当初、切っておらない段階では、面積である程度の数量を確保しなければ出しようがないということがありました。そういったものを今回、工事の後半に実際切ってみて、根を掘り出した数量に修正させていただくというような形になろうかと思います。

この工事をやるに当たりまして、測量設計等について、各コンサルさんに設計をお願いしていると。その設計された数字というのは、その時点での最善の積算で設計されていると私どもは考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういう、今、答弁というんですか、これはもう仕方がないんだと、こういう形で答弁があったわけでございますけれども、それだったら、その国のこういうことに対する基準で把握できないというふうな基準をもって充てられても仕方ないんじゃないんですか。

こんだけ、ミカンだったら1トン採ったら幾らとか、そういうふうな形でやりますけれども、入札ですからね。山で、こんな例もおかしいんか知りませんが、昔、ミカンの山を買うと。この山のミカンを幾らで買いますよと買い子というのが、そういうふうな制度があったりして、やるんでも、結局、損得はその人が目利きで、こんだけあるからこれで買いますという損も得もあると。

これについても、結局、その雑木がどんだけの面積があつてと、それから、うちはこれでどんだけでいけると、そういうふうなことで応札の金額というのは決まっていくわけですね。そういうふうなことから考えてもおかしいわけで、実際、こういうふうなやり方というんですか、成果主義みたいな、やってみな分からんよという、そんなことにはなかなか町民の皆さん方が納得してもらえないと。この変更ということについては、少しおかしいんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

その数量の変更については、ちょっと疑問であるということでおっしゃられているかと思います。ただ、これにつきましては、実際、その測量設計されたコンサルのほうに数量に基づいて算出、導き出したもので、その時点では正当なものであったと思います。

それで、その後の数量の変更を埋めるために、請負事業者につきましては起工測量を

行い、起工測量って、測量を行って、実際の数量を出して、数量を確定していくということになろうかと思います。

当初のその見積りにつきましても、設計書に基づいて積算しておりますので、おかしいと言われる部分について、ちょっと我々は理解できないということもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 先ほど来、いろいろと質疑、御答弁ありますけれども、私が1つ懸念しているのは、前回の変更のときにも質疑させていただきましたが、事業者さんですね、契約相手方の事業者さんは、当初の契約の落札率75.11%という同じ率での契約ということに、本当に納得いただいているのかどうか。その当初の見込みとはまた違った絵が出てきたわけですね。それに対して、当初の率を同じように掛けていくことになっているわけですが、その事業の内容によって、その辺りの収益性というのも変わってくるんじゃないかというふうに私は想像するんですが、それも含めて、事業者さんの納得感というか、しっかりと納得いただいた上で、今回の契約締結に至ることになったのかどうか、この辺りを再度確認したいと思います。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

確かに、落札率で言うと75.11%と低い金額になろうかと思います。ただ、事業者の立地の便であるとか、そういった部分では十分採算が取れるということで、1回目の契約についてもやっていただいたということになっています。後の変更についても、納得いただいた上での仮契約、契約をいただいているものと理解してございます。

以上でございます。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 棄権の討論をしたいんですが、棄権について討論をさせていたきたいと思います。

取りあえず、この今、説明のやり取りがございましたけれども、私は納得できません。予測できたものが予測されていなかった。その雑木の部分についても、この業者、後からどんどんと増えてきていると。これは執行する、工事をする業者というよりも、その設計業者に問題があったと、こういうふうなことが指摘できるんじゃないかというふうに思うんですね。1回目の変更、それから、今回、2回目ですけれども、1回目のときにも普通に考えておかしい部分があったわけでございますけれども、そういうふうなことで考えて、しかも、同じ落札率でいきますから大変なんでしょうけれども、この町として2回も変更しなければならなかった。それが、今、当局の答弁のとおりであるならば、これはもう設計業者に大きな問題があると、こういうふうに私は指摘せざるを得ないというふうに思います。

何にしても、業者にとっては要るものは要るんですから、しかし、このやり方等について、この変更の在り方について、これについては納得できませんから、態度を棄権したいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これ、反対討論、賛成討論しかありませんので、棄権の討論はないんです。

○11番（美濃良和君） 取りあえず棄権します。退場します。

（6番 田代哲郎君、11番 美濃良和君 退場）

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前11時33分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時52分）

○議長（伊都堅仁君） これから、議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

（6番 田代哲郎君、11番 美濃良和君 退場）

○議長（伊都堅仁君） この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

（6番 田代哲郎君、11番 美濃良和君 入場）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日9日から14日までの6日間、議案精読のため休会し、15日午前9時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 1時53分）